(その1)

収　支　報　告　書

※該当箇所に［レ］すること。

政治団体の区分
□ 政党
□ 政党の支部
□ 政治資金団体
□ 政治資金規正法第１８条の２第１項の規定による政治団体
☑ その他の政治団体
□ その他の政治団体の支部
活動区域の区分
東京都内

〒１０６－００４５

1　主たる事務所の所在地　東京都港区麻布十番２－１７－３
麻布プレイス２０２

（ふりがな）　ぎょうせいしょしによるかたやまさつきこうえんかい

2　政治団体の名称　行政書士による片山さつき後援会

3　代表者の氏名　彦坂　登

4　会計責任者の氏名　関　博方

5　平成　２６　年分

団体コード	0 2 4 0 0 6 8 9 2 0 0 0 2 0
前年繰越額	４２７，５３１　円

事務担当者の氏名　岡村恵子

電話番号　TEL・FAX 03－5443－0368

受付	審査	確認
	／	済
消込	パンチ	照合
済	済	

2 1 9 2 8 0

6034号
27.2.25
東京都選挙管理委員会
事務局

資金管理団体の指定の有無
□ 有　☑ 無
公職の種類　（現・候）
資金管理団体の届出をした者の氏名

国会議員関係政治団体の区分
□ 政治資金規正法第１９条の７第１項第１号に係る国会議員関係政治団体
☑ 政治資金規正法第１９条の７第１項第２号に係る国会議員関係政治団体
公職の候補者の氏名　片山　さつき
公職の種類　参議院議員　（現・候）

（※）資金管理団体の指定の期間			
平成	年	月	日　から
平成	年	月	日　まで

※報告対象年の途中で資金管理団体の指定・取消しをした場合のみ記入のこと。

(※) 国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間			
平成	年	月	日　から
平成	年	月	日　まで

※報告対象年の途中で国会議員関係政治団体に該当した場合又は該当しなくなった場合のみ記入のこと。

(その２)

収　支　の　状　況

都団体用

項目	金額
Ⅰ 収入総額　(1)～(2)の計	4,755,451
(1) 前年からの繰越額	4,275,531
(2) 本年の収入額　1～6の計	479,914
1 個人の負担する党費又は会費	480,000
(党費又は会費を納入した人の数)	48 人
2 寄附　(1)～(2)の計	0
(1) 寄附の区分　ア～ウの計	0
ア 個人からの寄附	0
(うち特定寄附)	0
イ 法人その他の団体からの寄附	0
ウ 政治団体からの寄附	0
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)	0
(2) 政党匿名寄附	0
3 機関紙誌の発行その他の事業による収入	0
(1) (3のうち特定パーティーの対価に係る収入)(1000万円以上の政治資金パーティー)	0
(2) (3のうち政治資金パーティーの対価に係る収入)(1パーティーで1人２０万円超の支払)	0
((2)のうち対価の支払いのあっせんによるもの)	0
4 借入金	0
5 本部又は支部から供与された交付金に係る収入	0
6 その他の収入　(1)～(2)の計	14
(1) 10万円未満のものの計	14
(2) 10万円以上のものの計	0

項目	金額
Ⅱ 支出総額　1～2の計	3,479,851
1 経常経費の合計　(1)～(4)の計	0
(1) 人件費	0
(2) 光熱水費	0
(3) 備品・消耗品費	0
(4) 事務所費	0
2 政治活動費の合計　(1)～(6)の計	3,479,851
(1) 組織活動費	3,479,851
(2) 選挙関係費	0
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費　ア～エの計	0
ア 機関紙誌の発行事業費	0
イ 宣伝事業費	0
ウ 政治資金パーティー開催事業費	0
エ その他の事業費	0
(4) 調査研究費	0
(5) 寄附・交付金	0
(6) その他の経費	0

備考

Ⅲ 翌年への繰越額　(Ⅰ－Ⅱ)	1,275,600

（その６）

(6) その他の収入

摘　　要	金　　額	備　　考
	十億 百万 千 円	
この頁の小計	0	
１件１０万円未満のもの	14	
合　　計	14	

（注１）１件10万円以上の収入は個別に記載し、10万円未満の収入は一括して「１件10万円未満のもの」欄に記載してください。

（注２）「１件10万円未満のもの」と「合計」は最終頁に記載してください。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳 ↓（1～9のいずれかに○をつけてください） ↓（費目ごとに適宜小分類して記入）

項目別区分	① 組織活動費 2. 選挙関係費 3. 機関紙誌の発行事業費 4. 宣伝事業費 5. 政治資金パーティー開催事業費 6. その他の事業費 7. 調査研究費 8. 寄附・交付金 9. その他の経費	項目別区分小分類 ※記入必須	行事費

支出の目的	金額（十億 百万 千 円）	年月日（平成 年 月 日）	支出を受けた者の氏名（又は名称）	支出を受けた者の住所（又は所在地）	備考
行政法に関する勉強会	3,425,985	26 10 20	株式会社マツダロード	港区麻布十番2-17-3	
この頁の小計	3,425,985				
その他の支出	5,400				
合計	3,479,385				

（注1） 5万円以上の支出はすべて個別に記載し、5万円未満の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。

（注2） 国会議員関係政治団体は、1万円超（1万1円以上）の支出はすべて個別に記載し、1万円以下の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。

（注3） 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の（　）の中の項目ごとに、最後の頁に記載してください。

（注4） 費目ごとに適宜、小分類し、それぞれ別葉としてください。

(その17)

資産等の状況

1　資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア　土地	□	☑	
イ　建物	□	☑	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	□	☑	
エ　取得の価額が100万円を超える動産	□	☑	
オ　預金(普通預金及び当座預金を除く。)又は貯金(普通貯金を除く。)	□	☑	
カ　金銭信託	□	☑	
キ　有価証券	□	☑	
ク　出資による権利	□	☑	
ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	□	☑	
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	□	☑	
サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	□	☑	
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	□	☑	

※有無について☑してください。　　(注) 有に☑の場合は「項目別区分」ごとに（その18）が必要です。

(その20)

宣　誓　書

添付書類（別添のとおり）

☑　1　領収書等の写し

☐　2　監査意見書（政党本部及び政治資金団体に限る。）

☑　3　政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

平成 27 年 2 月 1 日

政治団体の名称　行政書士による片山さつき後援会

会計責任者の氏名　関　博方　㊞

（↓代表者については、解散する年の収支報告書にのみ記載すること。）

代表者の氏名　　㊞

（注１）「会計責任者の氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず会計責任者本人が自署してください。
（注２）「代表者の氏名」欄は、解散する場合に、解散する年の最後の収支報告書にのみ記載してください。
（注３）国会議員関係政治団体は、宣誓書（その２０）に記載した日付が政治資金監査報告書に記載された日付と同日か後の日付になるよう記載してください。

政治資金監査報告書

平成２７年２月１日

行政書士による片山さつき後援会
代表　彦坂　登　殿

登録政治資金監査人　南村博二
登　録　番　号　第　４２８２　号
研修修了年月日　平成24年11月9日

1　監査の概要

(1)　私は、政治資金規正法（以下、「法」という。）第19条の13第１項の規定に基づき、行政書士による片山さつき後援会（国会議員関係政治団体名）の平成２６年に係る法第１２条第１項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細表、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細等、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

(2)　この政治資金監査は、法第19条の13第２項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

(3)　私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

(4)　この政治資金監査は、行政書士による片山さつき後援会の主たる事務所において行った。

2　監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

(1)　法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。

(2)　法第19条の13第2項第2項に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

(3)　法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。

(4)　法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、存在しなかった。

3　業務制限

行政書士による片山さつき後援会と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

また、行政書士による片山さつき後援会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業員との間においても、同様である。

以　上